

平成27年第3回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成27年6月9日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	6月9日午前9時6分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1番 山 本 隆 史                      2番 城 内 敏 之</p> <p>3番 井 戸 太 郎                      4番 森 田 勝</p> <p>5番 稲 月 敏 子                      6番 植 田 い ず み</p> <p>7番 山 口 昌 亮                      8番 山 田 仁 樹</p> <p>9番 高 幣 幸 生                      10番 窪 和 子</p> <p>11番 下 中 一 郎                      12番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長                      岩 崎 万 勉</p> <p>副 町 長                      中 島 伊 三 郎</p> <p>教 育 長                      岡 弘 明</p> <p>会 計 管 理 者                      瓜 生 浩 章</p> <p>理事（政策推進課長）                      大 浦 孝 夫</p> <p>理事（総務防災課長）                      経 堂 裕 士</p> <p>理事（都市建設課長）                      植 田 充 彦</p> <p>理事（教育委員会総務課長）                      西 本 勉</p> <p>理事（上下水道課長）                      島 野 千 洋</p> <p>税 務 課 長                      西 脇 洋 貴</p> <p>住 民 生 活 課 長                      上 田 武 司</p> <p>健 康 保 険 課 長                      辰 巳 育 弘</p> <p>福 祉 課 長                      塚 本 敏 孝</p> <p>観 光 産 業 課 長                      寺 口 嘉 彦</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議 会 事 務 局 長                      上 田 昌 弘</p> <p>主 幹                      田 中 裕 美</p> <p>主 任                      竹 村 恵</p>
<p>町 長 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて （平成27年度平群町住宅新築資金等貸付 事業特別会計補正予算（第1号）について）</p> <p>議案第37号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正す る条例について</p> <p>議案第38号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例 について</p>

町長提出議案 の 題 目	議案第39号 平成27年度平群町一般会計補正予算（第2号）について 議案第40号 平群小学校体育館耐震補強及び大規模改造工事の請負契約の締結について 同意第5号 固定資産評価員の選任に同意を求めることについて
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 3番 井戸太郎      4番 森田 勝

平成 27 年 第 3 回 ( 6 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 1 号 )

平成 27 年 6 月 9 日 ( 火 )  
午 前 9 時 開 議

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  |          | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2  |          | 会期の決定について  |
| 日程第 3  |          | 諸般の報告  |
| 日程第 4  | 承認第 6 号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成 27 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) について) |
| 日程第 5  | 議案第 37 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第 6  | 議案第 38 号 | 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 7  | 議案第 39 号 | 平成 27 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 2 号 ) について                                   |
| 日程第 8  | 議案第 40 号 | 平群小学校体育館耐震補強及び大規模改造工事の請負契約の締結について                                    |
| 日程第 9  | 同意第 5 号  | 固定資産評価員の選任に同意を求めることについて  |
| 日程第 10 |          | 選挙管理委員の選挙について  |
| 日程第 11 |          | 選挙管理委員補充員の選挙について   |

開 会 (午前 9時06分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成27年平群町議会第3回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。平成27年第3回定例会開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

梅雨に入りまして、あちらこちらの田んぼでは田植えが盛んに行われております。いよいよ平群の里にも田園風景が広がり、夏到来を感じさせられる季節となってまいりました。

まず、御報告でございますが、先月末の出納閉鎖の結果、平成26年度の一般会計は、実質収支で1億7,633万円、実質単年度収支で1億3,682万円の黒字決算となりました。また、普通会計では、住宅新築資金において収支改善が図られたことから、実質収支で1億6,617万円の黒字決算となりました。

決算の詳細につきましては、認定をいただくのが9月議会でございますので、詳しい分析等は差し控えさせていただきますが、町民の皆様の御理解と御協力はもちろんのこと、議会議員の皆様や職員の協力のおかげであると、改めて心から感謝申し上げる次第でございます。

しかしながら、黒字とはいえ、昨年の住民説明会におけるシミュレーションよりは大幅に数字が落ち込んでおります。今年度におきましては、土地売り払い収入や未確定財源合計約4億1,800万円を計上していることなどを考えますれば、状況は非常に厳しい状況にあると言わざるを得ません。今後におきましても、引き続いてさらなる歳入の確保と経費の節減等に全力を注ぎ、自立的な財政基盤の確立に取り組んでまいり所存であります。議員各位におかれましても、これまで同様、なお一層の御協力をお願い申し上げます。

さて、5月の臨時会から本定例会までの主な平群町の出来事でございますが、5月13日には、イオン系の大型小売店舗「ザ・ビッグエクストラ平群店」と防災協定を締結し、大規模災害発生時においては、店内の食料品、生活必需品

等の提供を受けることができるようになりました。災害時には物資等の円滑な調達が必須であることから、町内において大量の物資が確保できることは非常に心強い備えとなります。

また、防災に関連して、災害発生時に町職員が速やかに参集できるための訓練として、携帯電話のメール機能を活用した「職員参集メール受信訓練」を5月22日に実施し、町内における災害情報の円滑な受信態勢のチェックを行ったところであります。今後とも、災害時を想定したさまざまな形態の訓練を実施したいと考えております。

5月30日には、平群小学校、平群北小学校の春季大運動会が開催され、多くの保護者の声援を受け、子供たちは元気いっぱいグラウンドを駆けめぐっていました。

5月31日には、中央公民館において、12自治会を対象とした「西小学校跡地利用についての地域説明会」を開催し、多くの自治会役員さんと有意義な意見交換ができました。

本定例会では、専決処分の承認が1件、条例の一部改正が2件、平成27年度一般会計補正予算が1件、工事請負契約の議決が1件、固定資産評価員の同意、選挙管理委員並びに補充員の選挙等の人事案件が3件、合計8件の審議をお願いいたしております。

原案のとおり承認、可決、同意賜りますようお願い申し上げまして、招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいま局長が朗読したとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により3番、井戸君、4番、森田君を指名いたします。本定例会会期中、よろしく願いをいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から6月19日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月19日までの11日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

会期につきましては、6月9日（火）から6月19日（金）までの11日間と予定をしております。

日にちを追って、御報告を申し上げます。

6月9日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切り、本日の午後5時ということで取り扱いをさせていただきますと思います。

6月10日（水） あいてございます。

6月11日（木） あいてございます。

6月12日（金） あいてございます。

6月13日（土） 休会でございます。

6月14日（日） 休会でございます。

6月15日（月） 休会でございます。

6月16日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月17日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

6月18日（木） あいてございます。

6月19日（金） 本会議（最終日） 午後2時からでございます。

以上でございます。

○議長

日程第3 諸般の報告を行います。

5月27日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、高幣君。

○議会運営委員長（高幣幸生）

さきの議会において、本運営委員会に付託を受けました次期議会の議会運営に関する事項については、閉会中の継続調査として5月27日に委員会並びに協議会を開きました。その結果、平成27年第3回定例会の案件は、お手元にお配りいたしております委員会調査報告書のとおりとなっております。

報告は、会期の内定、議事日程と議案の取り扱いを審議させていただき、委員会で内定いたしました。過日配付の委員会調査報告書をごらんください。

なお、そのほかの案件として、先進地視察についての話がございました。委員長から提案し、視察については、議員の同意を得て、委員会として議長に先進地視察計画書を議長宛てに提案することになりました。視察地と目的については、できれば6月12日までに事務局へ議員諸氏から提案をお願いしたいと思っております。

さらに、後期高齢者医療広域連合議会選挙について、事務局より説明がありました。

次に、本町の議会基本条例第16条にある「議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする」と、このようにあります。この条例に従い、議会運営委員会協議会を開き、16条問題を協議・検討いたしました。その結果、条例第5条の議会報告会についての協議がありましたが、結果的に議会基本条例のとおり、「原則として年1回以上、議会報告会を行うものとする」を継続し、特に改めないことを確認いたしました。

なお、議会報告会については、先進地の状況を調査することとし、その調査ができれば、議長に報告することを確認いたしました。

また、当日の現在の議会運営委員会には、意見書等の要望はありませんでした。もし提案される議員は、所定の書式で提出され、今定例会の最終日に上程を予定いたしております。

以上のとおり、議会運営委員会の継続調査について報告をさせていただきます。

○議長

次に、町長より報告事項があります。

まず、繰越明許費繰越計算書について、平成26年度平群町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

続いて、平成26年度平群町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報

告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

続いて、平成26年度平群町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。福祉課長。

○福祉課長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

次に、予備の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、私のほうから、平成27年度の予備費充用につきまして、1件御報告させていただきます。

平成27年5月26日付で、損害賠償請求調停事件に係る弁護士委任費用といたしまして、土木費、都市計画費、都市計画総務費の委託料に33万4,000円を予備費から充用させていただきました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

(平成27年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について)

を議題といたします。

議題の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

承認第6号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

新築資金貸付事業については、以前から毎回質問させていただいて、最終的には町のほうの負担もなく終結できるというふうに聞いているわけですが、今、課長から説明あったように、昨年度は8万2,000円の黒字と。それで今年度の充用も前年並みの1,040万円程度ということなんですが、この段階、ことしの3月31日、26年度決算時点の貸付事業債の残高、それから借りた住民の未返済残高、要するに住民の側にまだあと幾ら返さなあかんかというこ

とですけれども、それと滞納額がどうなっているのか、まずその点、先に説明いただけますか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

地方債の償還残高でございます。これについては、簡保資金とか県の振興資金に返すお金でございますが、平成26年度末で5,857万2,639円残っております。これは平成34年度で償還終了となります。

それと、平成27年度以降の返済予定の元金でございますけれども、宅地取得で35件、住宅取得で37件の72件で、1億4,005万2,591円となっております。そのうち、償還未到来分が4,679万1,814円となっております。滞納といたしましては、滞納元金では宅地取得で20件、3,589万1,997円、住宅新築資金で22件で5,736万8,780円、合計で42件、9,326万777円の滞納額となっております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

昨年度に比べて国への償還額も相当減って、5,000万円台まで減ってきたということなんですが、先ほど最初にも言いましたが、基本的には、この事業は最終的に34年に、本来、出納も閉鎖するということになるんですが、当然、滞納がありますから、それで閉鎖にはならないというふうに思いますが、今、課長あったように、34年度には国との関係では全て償還できると。その時点では、当然この会計も赤字ではなく黒字になっているという理解でいいかどうか。それと同時に、その後、当然、分納とか滞納対策としていろいろやられていますから、その点についても、今現在順調に行ってるのかどうかね、その辺、少し説明いただけますか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

地方債の償還が34年で終わりますが、一部の方に滞納があり、債権の回収に努力をしておりますが、平成26年度の地方債の元利償還金として2,224万円返しておるのが、優良債権も減少しますが、平成30年度にはその元利償還が560万と約4分の1近くになり、収支も改善していくと見ておりますので、地方債の償還が終わる平成34年度には黒字となる予想をしております。

一般会計からの繰り入れすることなく、特別会計内で処理できると考えております。

それから、分納なんですけれども、地方債の償還については34年度で終わりますが、分納されている方がおりますので、34年度以降についても償還というのが発生してきます。滞納の方についても、債権の保全という形で全ての方に差し押さえ、公正証書等を取っておりますので、その分については最終的には回収できる見込みというように考えております。

以上でございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより承認第6号について採決を行います。

本案については、原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり承認することに決しました。

日程第5 議案第37号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第37号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

ちょっと今聞いててよくわからなかったんですけどね、議案の最後の施行期日のところで、「第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する」と、こうなってんねんけど、最後の提案理由に書いてある大きく三つ、課税限度額の引き上げについては来年度からと、こうなってますよね、28年からやからね。来年の、だから7月の納付書送付からそうなるということなんですよね。それで、2番目については、これ今年度からですよ、減額、軽減措置については。それから、施行日、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める分については来年の1月1日からと、こうなってるんやけど、そしたらこの最後の施行期日の29年1月1日施行するというのは、これ何を施行するのか、説明いただきます。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

この部分につきましては、平成25年の12月議会、5回目の定例議会で議決賜りました平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、施行日を29年1月1日というふうに可決をいただきました。今回、この部分のみを1年前倒しということで、28年の1月1日ということに改めるということでございます。

○議長

山口君。

○7番

国の法律というか、国のほうの事情で、もともと29年1月1日になったのが、28年1月1日に1年前倒しすると。この最後の三つ目の部分やね。施行期日の一部改正って、そういうことでいいですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいま議員おっしゃっていただきましたように、国からの通達の変更でございまして、そのとおりにさせていただきます。

○議長

山口君。

○ 7 番

じゃあ、ついでにその部分で聞きますが、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改めることで、どういう影響があるんですか。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

これにつきましては、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例といたしまして、分離課税についての特定公社債の利子等が対象に追加されたということでございます。

ただ、この法律のもとになっているのが、実特法という法律でございます。その法律では、ほとんど、うちの国保税に関して影響がないかと思われま

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

そしたら、まず課税限度額の改正、来年からの施行ということなんで、今年度は直接影響しないということですが、でも総額で言うと4万円も上がると。81万円から85万円になるね、総額ね。所得、そら1億円以上もらってる人なら大した金額ではないのかもわかりませんが、この限度額になる人っていうのは、大体、所得、給与収入で言えばどれぐらいに当たるのか。家族構成は関係ないな、加入者数によってちょっと変わってきますけども、例えば、標準家庭と言われる夫婦と子供2人の家庭で例えば国保に入っていて、どれだけの収入があれば限度額いっぱいになるのか、幾ら以上からそうなるのか、それが1点。

それから、平群町の場合、このことでどれぐらいの影響額が出るのか。所得の額は変わりませんから、当然、人数については動かない、例えば昨年度26年度をベースにすれば動かないというふうに思うんですが、そのことによって4万円収入がふえるわけです。ああそうか、ややこしいねんね。4万円の間の人たちが出てくるんやな。だからそれもあるんですが、ざっと試算した場合の影響額が幾らか、その点どうでしょう。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

どれぐらいの収入で影響があるのかという御質問でございますが、うちのほうで今、試算というのが2人世帯で計算をさせてもらってます。それで、御主人がおられて、奥さんが無職・無収入ということの計算でさせていただきました。

それで、限度額は、27年度はことしからちょっと変わりますけども、28年度も変わることにあります。26年度は77万円やったと思います。27年度が81万円になって、28年度から85万円になるということでもあります。

それで、27年度と28年度の試算をさせてもらってるんですけども、所得です、医療分ですけども、医療分とか支援金分、介護分それぞれ違いますので一概に言えないんですけども、医療分の計算をさせてもらった場合、給与の所得で726万円程度、去年であれば、27年度であれば712万円程度です。所得です。だから収入に直したら、ことしの726万円の所得では940万円ぐらいかなと思います。それから去年の所得で712万円という分が、給与収入でやったら924万円ぐらいかなと。

だから、国民健康保険に加入される方については、ほとんどが限度いかれる方って、給与じゃないと思いますので、この辺については、ちょっとまだ、一応、給与で計算をさせてもらったということでございます。

それから、どれぐらいの影響かということでございます。当然、限度額が上がるということは、世帯とか金額が減ります。それで、医療分に関して言いましたら、5世帯ほど減ると。それで、金額で60万4,000円程度減るであろうということでございます。限度超過額が減るとということでございます。だから、その分、税がふえるというふうになります。

今、医療分だけで話しましたけども、支援金分、介護分、全て計算させてもらって、全部で18世帯で120万9,000円程度の影響があるというふうに試算してます。120万9,000円程度です。

○議 長

山口君。

○7 番

わかりました。世帯数も少ないですわね、これぐらいになってくると。この件は、まあいいですが。

次に、2点目の軽減措置の、これは拡充、昨年が続いて行われるわけですけども、これについてもどれぐらい影響があるのかというのを明らかにしてほしいんですが。7割はそのまま、5割、2割軽減について影響が出てくるということなんですが、今回、前回に比べれば軽減拡充幅はちょっと少ないですけども、2割軽減にしても45万円から47万円に2万円上がって、3人家族なら6万円、所得多い人もいけるということになるわけですけども、この影響額ね、これは今年度からですから、当然、国保会計の収入、その分減るわけですから、それはどうなっているのか。これも去年の、26年度決算きっちり出てなければ25年度でもいいですけども、原課のほうで試算している数

字を説明していただけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

軽減の分の御質問でございます。

5割軽減につきましては、現行273世帯、これは26年度のほぼ確定数字やと思うんですけども、現行の273世帯が289世帯になります。ということは、16世帯の増加になります。それで、人数でございますが、607人から636人ということで、29人ほどの増と。世帯ですので、16世帯というのが正しいかと思えます。それで2割軽減でございますが、現行394世帯でございます。それが改正後は415世帯ということで、21世帯、34人程度の増と見込んでおります。

それで、軽減額でございますが、5割軽減で現行981万3,000円が1,026万8,000円程度になるという見込みでございますが、45万5,000円程度、保険税が減少するであろうということです。それから2割軽減でございますが、現行が506万7,000円で改正後が526万4,000円で、19万7,000円程度、保険税が減少すると。合計で軽減額が65万1,000円ほど減るという見込みをしております。

○議長

山口君。

○7番

金額は、昨年の方は相当人数が、5割軽減で170件近くふえて、2割軽減でも、2割軽減はそんなにふえてませんが、若干ふえた。それに比べれば、今回小幅な改正ということなんですが、それでも国保会計、国保税払うの大変な家庭にとっては大きいことだというふうに思いますんで、影響額65万程度だということなんですが、当然、保険基盤安定負担金ということで町のほうから、全額じゃないですが、県4分の3、町4分の1ということで入ってくるわけですよ。こういうもんが、どんどんどんどん町の一般会計から、国保もそうですし、介護もそうですけれども、国の制度の変更でこういうふうになっていくわけですが、もちろん悪いことではないんですけどもね、その辺については、じゃあ、国保会計としては別に全く影響ないということよろしいですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

今、議員おっしゃっていただいたように、国保会計については、その軽減分

が一般会計から補填されるということでございますので、影響はございません。

ただ、私どもで聞いているのは、厚労省の関係で聞いているのには、その分は交付税算入ということで聞いてますので、財政のほうはちょっとわからないですけども、国保会計については大丈夫でございます。

○議長

山口君。

○7番

交付税算入言うた、一般会計のほうには。この分は全部そう、これまでも。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

当然、一般会計の繰り入れの分については、当然、県が4分の3持ってますので、4分の1程度が算入されているであろうということでございます。

○議長

山口君。

○7番

それから、もう1点ですね、さっき、住宅資金のほうでもあって、国保は黒字、実質収支黒字になってますから、当然、専決処分では出てこないんですが、5月31日に出納閉鎖がされていますので、収支は出てると思うんですね。国保会計の収支について、若干説明いただけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

5月末で出納閉鎖になりましたので、今わかっている数字でございますが、形式的収支、収支につきましては230万円程度の黒字ということでございます。それで、当然ことしにつきましては、昨年度の繰越金がございます。その部分と、それから基金の取り崩しを若干させていただきました。この点で、実質単年度収支9,800万程度の赤字ということでございます。

○議長

山口君。

○7番

国保会計は3月から2月ということと、それからレセプションがおくれて来るということで、会計がでこぼこするっていうのがこの間、ずっと見てると大体でこぼこするんですね。8月にまた償還金、平群町の場合は最近、償還金ばっかりで還付のほうはないんですけれども、国との最後の最終調整する。一度

ね、決算は9月になりますから、そのときでいいんですが、その償還金なり、また逆に平群町のほうがもらうという場合もありますけれども、それも加味した、本当に実際の会計収支っていうのを、制度が大きく変わった平成20年から26年まで、きちっとつくっていただきたいんですよね。

なぜ、そういうことを言うかという、平成30年度から県のほうに保険者が移行すると。あと平群町が保険者としてやるのは、今年度も入れたら3年間です。その間に、今、課長から報告があった、実質単年度収支が9,800万の赤字。それを加味してもまだ、この間、基金もありましたから、当然取り崩しての実質収支黒字だと思いますが、1億6,500万程度、今まだ残ってるというのが、ことし3月31日時点での国保会計なんですね。今の話、数字を聞いてるとね。ということは、あと3年で、この金額、ゼロになるのがいいのか、ある程度残したほうがええのか、いろいろ議論はあると思います。ただ、そういう見通しを立てるためにも、平成20年から26年までの7年間の、その還付金も全て見た中で、実際に各年度どれぐらいの収支だったのか。もちろん、いろいろでこぼこはあるでしょうけれども、それでならしていくと、そんなに大きくでこぼこにならないです。以前やったことあるんですけど。それは9月の決算にはぜひ出してほしいんですが、それはできますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ちょっと今までそういう数字を出したことがございませんので、1回トライさせていただきます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり可決することに決しました。

日程第6 議案第38号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第38号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

何でこんな無駄なことをするのかっていうのが1点。その理由を説明して、国がどう説明してるかという、平群町が説明じゃなくて、国がどう説明してるかということの説明していただけますか。

それともう一つは、介護保険は3年に一度ですよ、見直し。それを今回、わざわざ27年・28年、要することと来年だけだと。じゃあ、29年度はどうなんねんという説明は、やっぱりちゃんとしていただかないと。なぜ、こうなったのか。普通なら29年まで3年間でしょ。消費税増税10%に、平成29年4月1日から何が何でもやるっていうのが今の安倍政権の方針ですから、そのときには0.3になる。条例では書いてないけれども、一応そういう予定をしてるわけでしょ、第1、第2段階については0.3にするっていう。だから、その辺もやっぱりちゃんと説明しないとね。

その0.3になる話っていうのは、介護保険の策定委員会でしか出てない。議会には、そういう説明なかったでしょ。3月議会でありましたかね。だから、そういうこともあって、ほんで今回は改選後初めての議会ですから、その辺はもうちょっと丁寧にね、なぜそうなるのかというのは、やっぱりきちんと説明していただかないと。録画中継もしてるわけですから、当然その部分も、ネットで見ようと思えば、後日になりますけれども、見られるわけですから、その

辺もうちょっと丁寧に説明していただけますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

もう議員御指摘のとおり、無駄な手続をしてるというふうに私も思っております。

これ、さきの3月議会のときに、今回の第6期介護保険計画に基づいて保険料の改正に伴って条例を改正させていただきました。この段階では、さきの1月の段階で提示をされておりましたモデル案に基づいて条例改正をするということで進めさせていただきましたが、それから以降、4月10日付で国からの介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正するというところで文書が発せられました。

その中で、本来、うちの保険料で言いますと、基準額に当たりますが、全体11段階のうち5段階が、基準額、これを100とした場合、第1段階の所得の方について50%にするのが本来であるけれども、今回、第6期の介護保険計画の中で、27年・28年については公費を投入をし、さらに軽減をする。50ではなしに45%にするということで今回保険料の改定をしたけれども、それを文章表現上、文言としてわかるようにしなさいよと。本来は3万1,300円であるけれども、これは50%です。それに対して、公費の投入をした結果2万8,200円になったんですよということをわかるような表現にしなさいよというのが、4月10日付の文章で出されたということを受けて、今回改正をさせていただいたということでございます。そういう意味では、全国の市町村で一斉に、今回この文書に基づいて条例の改正が提案されているというふうに思います。

それと、山口議員がおっしゃいましたように、今回は、第1段階の方について、基準額に対して50%ではなしに45%、これは27・28の2年間です。国は、社会保障審議会の中で、一定程度、この2年間の経過を踏まえて、29年度については、さらに軽減措置を講じていくというふうに提案をされております。ただ、これについては、提案はされておりますけど、まだ現時点では確定したものではございません。議員も御存じのとおり、この財源的な裏打ちというのは消費税の税率の引き上げに伴う分でございますので、まだ確定はしておりませんので、案としては、第1段階については今回45%にしますが、29年度は30%にまで軽減をしていく。第2段階についても、現在65%ですが、これを40%。第3段階については、現在70%ですが、65%まで引き下げをしていくということの考えで社会保障審議会の中では提案をされている

という経過がございます。3月議会の段階で、このことについて詳しく説明していないということでございます。確かにそうでございます。これは、あくまで決定されたものではないので、国会の承認、消費税の引き上げということも含めてございますので、あえて申し上げるべきものではないというふうに判断をさせていただいた次第でございます。

○議長

山口君。

○7番

1点目のほうは、国が要するに安くしたってるんやぞという、要するに65歳以上の保険者にわかるために、そうするのかなということなんですが、その差額の財源についてはどうなってんのか、ちょっとここで聞くのも。まあまあ、5%分ですよ、どうなってんのかっていうのが、ちょっとそれを説明してほしいのと。

それから、30年度はまだ決まってない。確かにそうですけども、しかし、決まってないって言うけど、要するに今年度からの介護保険料の金額を決める中で、保険料を決める、料率を決める中では、29年度はそういうことになるという試算のもとに行われているわけじゃないですか。じゃあそれ、変わるかわらんかわらんかったら、27・28年度と一緒に率で試算してもよかったですんじゃないですか。そうすればもっと保険料上がることになるから、ちょっとおかしなことにはなりますけども。だから、それは説明しなかった理由にはならないですよ。決まってはないけれども、そういうことで介護保険料の1号被保険者の介護保険料を算出したっていう説明は当然あってしかるべきではなかったかなというふうに思いますけれども。その点については結構ですけど、その差額分については、財源はどうなっているのかだけ、説明いただけますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

差額分について、国が50%、県・町が25%ずつ、財源的には負担をするというふうになっております。一般会計の中に繰り入れられたことということで、今の時点は報告は受けております。

○議長

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第38号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり可決することに  
決しました。

次の日程に入る前に、少し時間をお願いしたいと思います。

高幣議員ほか2名より、平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当  
に関する条例の一部を改正する条例についての議案が提出され、また、標準町  
村議会会議規則及び傍聴規則を改正されたことに伴い、平群町議会会議規則及  
び平群町議会傍聴人取締規則の一部改正が必要となり、あわせて町公告式条例  
の一部改正も必要となります。

この条例及び規則の取り扱いについて、議会運営委員会を開催するため、1  
0時40分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時00分)

再 開 (午前10時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

福祉課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。福祉課長。

○福祉課長

先ほど山口議員の質問の中で、私の答弁として「私もそのように思います」というふうに発言をさせていただきました。これについては、おわびをして撤回をさせていただきたいと思います。制令改正に伴うものですので、訂正「提案をさせていただいた」ということで直していただきたいというふうに考えております。

○議長

わかりました。

先ほど開催されました議会運営委員会の結果の報告を求めます。高幣君。

○議会運営委員長（高幣幸生）

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。議員より提出されている発議案件の「平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」と「平群町議会会議規則の一部を改正する規則について」と「平群町議会傍聴人取締規則の一部を改正する規則について」と、それから「平群町公告式条例の一部を改正する条例について」のこの4案件について、議会運営委員会にて協議を行いました。

慎重に協議の結果、さきに述べました4案の条例及び規則改正については、本定例会の最終日に上程することにいたしました。

以上のとおり、先ほどの議会運営委員会の協議結果を報告させていただきます。

以上です。

○議長

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の最終日に上程することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の最終日に上程することに決定をいたしました。

日程第7 議案第39号 平成27年度平群町一般会計補正予算（第2号）  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第39号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○6 番

幾つかお聞きしたいんですが、一つ目は、今回、再生可能エネルギーということで、三つの平群の町内の施設に太陽光パネルを設置するという事なんですが、この三つの施設、規模と、それから、これを使って、大体その施設のどれぐらいの電気っていうんですかね、それを賄うことになるのかどうかっていうのが1点。

それと、今回、測量設計委託料ということですが、本体の設置費用も含めて、これは今回100%国庫補助なんですけど、設置費用についてはどうなるのかということをお聞きしておきたいというのが一つ。

それと、もう一つは、中学校の大規模改造事業のエアコンの設置の部分で、補助金が不採択となったということなんですけども、もう少し詳しく、どういう理由で不採択となったのか。不採択となって、一応これ、入りのほうで減額をしてるんですが、出のほうもそうなんですけれども、不採択になった分については、費用的にはどういう形で、もともとの計画はちゃんとやれるのかどうかという問題ね。これ、中学校の4カ所、27年度で一応エアコンの設置を見込んでた説明があったと思うんですが、それがちゃんとできるのかどうか。費用的なもん、この国庫補助がなくなった分、どこか一般財源で補填する形になるのかどうか、そのことも含めてお聞きをしておきたいと思います。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

植田議員の御質問でございます。

まず、今回、補正で上げさせていただきました再生可能エネルギーの部分でございます。

今回、3施設ということですが、それぞれの施設、太陽光の発電量ということで、それぞれ10キロワットのパネルを設置するという事になってございます。あわせて、その蓄電機能ということの設備設置ということもございますので、15キロワットの蓄電池も、あわせて整備をするという計画になっておるところでございます。まだ、あくまで試算の段階というところがございますが、このそれぞれ規模につきましては、3施設とも同じ発電能力を持ったものを設置をするということでございます。

どの程度の財政効果があるのかなというふうな御質問であったかなというふうに思っております。そういうことで、10キロワットの発電量でございます

ので、1日の発電量というのが、大体29キロワット程度かなというのが試算でございます。それをお金に換算をいたしますと、年間で約22万ぐらいの発電量が効果が期待できるのではないかなというふうなことでございます。それぞれ3施設とも、電気の使用量というのは全て異なるかと思いますが、今回設置をするパネルについては同じ規模でございますので、どの施設とも約22万程度、年間経費の縮減に努められるのではないかなというふうに考えております。

次に、年次立てた計画並びに、これ国庫補助であろうというふうな御質問でございますが、まず、今回の事業でございますが、今回、補正で測量試験費、設計料につきましては、今回の補正ということで計上をさせていただきました。

本体工事の整備でございますが、これを受けまして、この設計を受けまして、28年度の予算に計上させていただきたいというふうに考えております。

事業のスキームでございますが、基本的には100%の補助事業でございますが、設置に伴いまして、当然、設置をする部分については、いわゆる工事の細かい施工の話になってくるかなと思いますが、設置をする部分についての工事費については国庫補助の対象ということでございますが、仮にそれ以上の何か、設置をするがために、それ以上の補修であるとか改修を行う必要があるという場合が仮に生じた場合、その部分については当然、町の施設でございますので、幾ばくかの町の単独費が発生することもあるということで御理解のほう賜れたらというふうに考えております。

太陽光につきましては、以上でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、中学校のエアコンの御質問についてお答えさせていただきます。

まず、中学校のこの補助金が不採択になった理由ということであったと思います。当初、この補助メニューありますんで、県を通じて補助金の申し出をしておりましたけども、先日、4月20日ぐらいやったんですけども、不採択の内定が来ました。

理由についてお聞きしますと、一応、予算枠の中で、まだまだ耐震工事の関係の進捗が進んでないというふうな全体状況があって、そちらのほうに補助金が回っていくと、優先して回っていくんで、ということで御辛抱願いたいというふうなお話でした。

今回の補正のことなんですけども、これでもととの計画ができるのかという御質問やったと思うんですけども、もともと、議員おっしゃったように、4カ所を予定しておりました。この4カ所につきましては、基本的にはしたいん

ですけれども、今回269万のその補助金の穴ができましたんで、その分については減額っていうことの補正予算にしています。したがって、全体スキームがその分、減りますんで、当初予定しております4カ所の部分ができるかどうかというのは非常に難しいかなというふうに思います。中学校のほうに優先順位をあらかじめ聞いていますんで、優先順位に従って、残る財源の中でやっていくというふうなことで考えております。

したがって、この269万8,000円の減額分について、それも改めて一般財源で補填するというふうな考え方は持ってないということです。

○議長

森田君。

○4番

今、太陽光発電のことで、国から委託料、工事費ともども100%補助と。今、大浦課長から、関連の補修は町の施設だから町で負担しなければいけない、それは当然だと思うんですけども、この施設、非常に古いんですね、建ってから。非常に古いんですよ。プリズムにしても、これ、どこにつけるか知りませんが、屋根についても補修期間に、一般的に言うと、民間であれば、もう補修する時期に来てるんじゃないか、この中で一番古いのはプリズムだと思うんですよ。それが補助金がおりになくて、その長寿命化ということも調査されてるわけですけども、その整合性、補修する必要はないというふうに、長寿命化で結果が出てきてるんですか。

どこにつけるか、大体わかるじゃないですか。屋根か屋上しか、つけられないわけじゃないですか。その前に、国の補助金を使って、長寿命化のことを何かやったとかいう話じゃないですか。この施設は補修しなくてもいいという項目に入ってるんですか、設置する場所が。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの森田議員の御質問でございます。

今回、選定をさせていただいた3施設でございます。それぞれおっしゃられたように、長寿命化の調査もやっておるところもございます。プリズムにつきましては、平成11年でしたか12年でしたかに建築をした施設でございます。当然、防水等の措置につきましても、状況を見ながら補修すべきもの、また、まだ使えるものというのは施設ごとにあることでございますので、そこは今後、設置場所につきましても、当然、測量設計を行うわけでございます。現地の踏査も行うわけでございますので、当然、必要があれば対応はしていくことになる

うかというふうに考えております。

本案件でございますが、長寿命化の、どのぐらいのスパンでどうやるかというのは、まだ、全体的な予算の措置であるとか、全体的な施設の管理事項になってございますので、ちょっと今ここで御答弁申し上げるというのも、なかなか詳細な答弁もできないということもございますので、そういう形で御理解いただけたらというふうに考えております。

○議 長

森田君。

○4 番

予算の話じゃないんですよね、今申し上げてるのは。この施設を、町の大事な施設を維持するためには、これぐらいの時期に補修をしなければいけないということは出てるわけでしょうと言うんですよ。次は予算の話じゃないですか。

これつけたら、10年、20年使うんでしょうと言うんです。その前に補修すべきじゃないですかというのが私の意見なんですよ。これつけて、あそこの屋根を補修すると言え、倍以上の金が要るんですよ、一般的に言うて。それをとるのか、そういうこともわかってやらないと、国からの補助金やいうてです、後で補修が発生する。その補修も、太陽電池がないときに補修するんであれば、楽で安くできるわけなんですけども。その辺のことは、どう考えておられるんですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の再質問でございます。

プリズムにつきましては、先ほど申しましたように、建設後かなりの多年の年数を経過しておる施設でございます。また、設置場所につきましても、一定、屋上の屋根部分でございますので、雨漏り等のことも懸念されることであると思っております。

まず、今回、測量試験ということで、設計費を計上しております。そこで、やっぱり今の施設の現状も踏まえた上で、この太陽パネルを乗せるというふうなことをするに当たりまして、一定、補修が必要かどうかということは、当然判断されるべきやというふうに思っておりますので、その時点で現地調査した中で、当然、太陽光パネルを設置してから補修というのは物理的にも不可能といえますか、大変困難やというふうに思いますので、その段階で再度詳細な現場確認をした上で、補修が必要かどうかというのを判断して、太陽光パネルの設置もあわせて工事をすべきかなというふうな思いは持っておるところでござ

います。

○議 長

森田君。

○4 番

必ずそういうことも含めて、検証なり検討をしてほしい。

それと、ここに先ほど蓄電設備をするというふうに言われたんですけども、防災拠点の、スポーツセンターの横の防災拠点をやるときは、蓄電設備はお金が高いからやらないというふうに私は聞いたように思うんですけども、なぜこれ、蓄電設備はやるようになったのでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問でございます。

蓄電設備につきましては、この補助メニューの中で、一定、施設の発電した電力を基本的な施設の中で使用するというふうなことが前提となっております。そういう意味から、電気の蓄電というのは、当然、施設によっては発電された時間と使われる時間との当然ラグもあるということでございますので、一定、事業の趣旨に基づきまして、発生した電力を発生した施設で使うということでございますので、一定の蓄電機能が必要やというふうな国の見解のもと、蓄電池の設置というのを今回導入したところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

おかしいじゃないですか。国の予算メニューがあるにしても、片一方は防災拠点ですよ。防災拠点に電気を蓄えられる施設がなくて、予算メニューがあるにしてもですね、ちょっと逆じゃないですか。逆に言えば、そちらのほうで、また補助金の追加できないんですか。趣旨わかってますか。今言うてる趣旨。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

すみません、ちょっと私、今、御答弁の中で不足したといえますか、詳細が出ておらなかったとでございます。

蓄電池の導入についてでございますが、災害時において、電力会社からの電力供給が遮断された場合、各施設における必要な最低限度の機能を維持するために必要な設備というのが、各施設ごとに必要やということでございます。そ

のために、再生可能エネルギーの発電設備とともに、蓄電池というのが非常に有効やということでございますので、原則、蓄電池の導入を行ったというところでございますので、日常的な利用と相まいます、そういうふうな最低限必要な電力を確保するに当たっての設備ということでの蓄電池の導入ということで、ちょっと不足したところがございましたので、答弁追加をさせていただきます。

以上でございます。

○議長 長

森田君。

○4 番

どんな蓄電池にするかわかりませんが、蓄電池にすれば、メンテナンス、一般的に言うて非常にかかりますので、簡単な物から大規模な物、15キロワット、私も余り詳しくわかりませんが、その辺は慎重に、メンテナンスは町の単独費用なんですね。こんなことは町長みずからが、そういうことをやらなあかんわけじゃないですか。お金がないない言いながらですね。

もう一つ、これ3件だけですかね。ほかの施設は、お金の関係で県の総額的な補助金、国の補助金の枠でできないんですか。平群小学校の体育館の屋上は、太陽電池ついてましたかね。

○議長 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ついておりません。

○議長 長

森田君。

○4 番

一番簡単なね、私、小学校の新しくやりかえるわけじゃないですか。そこに先にプライオリティーが一番じゃないですか。体育館を今度、耐震改修して、屋根もやりかえるんでしょうと言うんですよ。それは、この3件以外に、これから国なり県なりと話して、追加的なことはできるんですか。私は逆だと思っんですよ。逆に、一般的に考えて、設置も絶対安くつくはずなんですよ、設計料は一緒だったとしても。誰が考えても、新しい施設につけたほうが設置費が安いんですよ。それも、既存建物の後日のメンテナンスも、小学校の屋根を改修してからスタートですから、ほかの施設は11年なりたってからの補修になるわけですからね。その辺のこと、ちょっと答えてくださいよ。

○議長 長

政策推進課長。

○政策推進課長

今、御質問いただいた部分でございますが、事業の採択につきましては、当然、中身がある部分でございます。

具体的に申し上げましたら、個々の施設ごとに申し上げましたら、プリズムへぐりにつきましては、災害時の医療拠点の施設、また、斎場につきましては、当然、施設の性格から災害時については稼働を急がれる施設である、また、活性化センター、道の駅については避難所やというふうな、それぞれ施設の機能がございます。そういった機能を勘案する中で、また今回の設置でございますが、確かに、今、改修をした施設、比較的新しい施設に建てるほうというふうな御意見もございます。

ただ、この3施設につきましては、一般行政部局のほうで管理をしております施設の中では比較的建築年度が新しい施設、例えば庁舎とか、そういったものに比べて新しい施設でございます。当然、建築上、耐震等の基準にのっとって建築された施設でございますので、そういったことを勘案しながら、今回この3施設ということで要望をさせていただきまして、採択をいただいたというところでございます。

今後のことにつきましては、当然まだ、この再生可能エネルギーの事業、基金事業でございますが、その事業がこういった形で推進をされていくかということ、ちょっとまだわからないところではございますが、当然、有利な補助メニューを活用しながら、そういった公共施設の整備を図っていくというふうな考えは持っておるところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

いろいろ事情はあってそうされてるんでしょうけども、平群小学校は防災拠点じゃないですか。スポーツセンターのところは、防災、何か名前ちょっと忘れちゃったけれども、極端に言うたら町全体の防災拠点なんでしょう。で、15キロなんて、しれてるじゃないですか。

で、悪いんですけど、プリズムは、これ私わからないんですけども、非常発電設備あるんじゃないんですか。ディーゼルで、停電したときに発電がないんですかね。そんなことはいいでしょうけども、私はちょっとその情報の共有化をですね、教育委員会も含めてやっていただいて、誰が考えても、プライオリティーからすると、斎場より防災拠点のところを先やるべきじゃないですか。今、決まったことですから、それ以上のこと申し上げませんが、やはり情報を

共有して、庁内で教育委員会も含めて、やはりやるべきじゃないかと。今回だめであっても、新しい施設から、やっぱり小学校からですね、それもまた、今回改修する小学校は防災拠点だということから、やはりそういうことも含めて念頭に置いて、予算編成なり、予算の国や県の補助金のことについても話し合っていたいただきたい、そのことはお願いしておきます。

○議 長

山口君。

○7 番

今の件で、215万ずつ、町の一般財源5万円っていうのは入ってますが、100%補助だから、これはとりあえず上げてるんだと思うんですけどね。

先ほど植田議員からの質問に一つ答えてなかったのが、来年度工事するっていうことなんですけど、今、森田議員のほうから、施設の長寿命化も含めた改修計画等との関係でどうかっていうのにはね、さっきの答弁だったら、じゃあ、それも見てっていうことになるよね、じゃあ、今回出されてる補正予算の215万、3件、これ全て、じゃあ、太陽光パネル設置だけの測量設計じゃなくて、その長寿命化も含めた測量設計もそこに入るのかどうか、その点、まず答えてもらえますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。

今回220万ということで、各施設三つに補正を上げさせていただきました。基本的には、太陽光パネルを設置するに当たっての測量設計の費用ということでございます。ただ、なかなか、施設の場合、こういった物の上にこういった施設を乗せるということになりましたら、今ある現況施設の当然、調査であるとか、この置く本当にコアな部分といたしまして、設置する面の耐用性とか耐久性とか、そういったものも含めて当然調査されることやと思います。それは、あくまでも太陽光パネルの設置にかかわる費用に中で計上すべきというふうな理解はしておるところでございます。

その中で、例えば、この本業務の外に出るようなものが仮にあるようでしたら、それはちょっとまた、個々施設ごとの対応というのは少し考えなければならぬのかなというふうには思っておりますが、現在のところ、今回、補正予算上げさせていただいた中身の中では、あくまでも太陽光パネル設置にかかわる測量試験費ということで判断をしているところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

ということは、長寿命化の関係で、施設の要するに改修とか、そんなことは多分必要ないという判断で計画されたわけでしょ。それやったらそういうふう  
に答弁しないと、さっきの答弁だったら、いや、何か出てきたらそれもやりま  
んねんっていうような話になるとね、どっちが主なんだと。それだったら、誰  
が考えたって、先に、太陽光設置するにしろ、何するにしろ、今の施設がどう  
なってて、それをいつの段階で改修しなければならないかという計画も含めて  
出してこないと。国には予算で出したわ、ほんで採択もらったわ。じゃあ、実  
際乗せることになったら、いや、その前に建物のほうの補修が必要なんですわ  
って、そんな不細工なことできないでしょう。それで言うなら、やっぱり計画  
がずさんじゃないかという話になってくるわけですよ。一生懸命やってるのは  
わかるけれども、間が抜けてるということになるんですよ。そういうことであ  
れば。

だから、何ぼ言いわけしたってあかんのですって。緻密にやらないと。国1  
00%補助やから何でもええっちゅう話じゃないんでしょう。当然ええ話なん  
ですよ。僕も最初見たときは、なかなかええ話やないかと。でも、さっきのや  
りとり聞いてたら、何やねんってなるじゃないですか、誰が聞いたって。そう  
思うでしょう。また思います言うたら、また後で訂正せなあかんから言われへ  
んかもわからんけどやね。ちょっとほんま、そこはね、本当に慎重にやってい  
ただきたいという、これ以上、言いようないわね僕らも。わからんわけやから  
ね、それも補修せなあかんかどうかもわからんわけ、それは、そういうことは  
ちょっとやっぱり一言言っておきます。毎回こう嫌ごとと言わなあかんのは本当  
につらい話ですけれども。

それでね、とりあえずそのことは別にして、じゃあ、3施設、220万ずつ、  
今年度その金額どおりになるかどうかは別にして、測量設計やりました。で、  
来年度、工事します。全部、それぞれ幾らかかるんですか。今、当然、設計も  
何もしてないから細かい数字は出てこないでしょうけれども、一応、来年度予  
算立てる以上、一定のですね、国のほうには、当然これぐらいかかるだろうと  
いうことで試算は出してあると思うんですが、その金額は幾らですかというの  
が1点ですね。それ、先に答えてもらえますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。

当然、測量試験を行った後、来年度に事業を行っていくというところがございます。あくまで総枠の予算ということで、今、配分を受けてる金額でございますが、3施設合計で9,400万ということで配分をいただいております。その中で、それぞれの施設の所要の目的に沿った設置を行っていくというところでございます。

○議長

山口君。

○7番

結構大きい、全体で言うと、もう1億円ぐらいの事業になるわけですね、2年間でね。

それから、先ほどもう一点あった、中学校の学校施設環境改善交付金が不採択になったと。300万ですよ。もともとの予算が全部で810万1,000円でしたかね、測量設計も入れればね。それが300万近くも減るということになれば、もともと4教室に予定してたものが、当然、先ほどの答弁では優先順位をつけてということなんですが、あと起債も400万ほど上がってるでしょう。こっちのほうは、一般財源は町の財源ですから別に問題ないんでしょうけど、起債のほうについては、そのまま行けるということですか。ほんで、その500万でできるというのは、4教室のうち、4教室で6基ということにたしかになってたと思うんですが、じゃあ4基ぐらいはつけられるということなのかどうか。その辺は、これからということですか。

3月の当初予算で上がったときは、当然、県との話では、これは採択されるという見込みのもとに出してるわけでしょう。さっきの説明では、耐震のほうですが、この間、新聞に二、三回、全国の公立学校の耐震化率なんかが出て、奈良県は大体、平均的なところで九十何%だったと思うんですが、そっちのほうに文科省の予算が取られるからというような今の話ですけれどもね、全然別の次元の話なのに、別の次元の話というか、別のことなのに、なぜそうなるのかっていうのは、さっきの説明ではちょっと納得できない。県はその説明だけで不採択と、こうなんですか。もともとの話で、そんなことではなかったと思うんですが、その辺も含めてどうでしょう。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、起債の件ですけれども、起債については計画どおりいけるということで、約360万ぐらいの起債を、そのまま生かしていくというふうに考えてます。

それから、エアコンの設置の箇所数ですけれども、6基のうち、部屋数で言い

ますと、美術室が2カ所ありましたんで、それを入れて6カ所だったと思いますけども、それが6基のうち4基になるのか、その辺の試算もできてるのかということですけども、きちっとした試算はできてないんですけども、一応、6基のうち4基につきましては実施できるんじゃないかなというふうに考えております。

それから、補助金の採択の件ですけども、これについては、当然これまでの経過も含めて、採択受けれるというふうには見込んでおったんですけども、結果として、先ほど申し上げましたように、県からもらっている理由で言いますと、先ほど申し上げましたとおり、耐震のほうに優先順位をつけてということで不採択になったので、御了解願いたいというふうな説明しかありませんでしたんで、それ以上のことはちょっと不詳であるということでお願ひします。

○議 長

山口君。

○7 番

それ以上、説明のしようないでしょうから、あれなんですけれども、やっぱりね、何ていうのかな、3月議会で住民の皆さんから出された小中学校の、今回は特別教室中心で予算つけていただいているわけなんですけれども、全ての教室にね、平群小学校はついていますが、それ以外の小学校2校と中学校については、普通教室も含めて全ての教室にエアコン設置をということで議会でも採択されているわけですね。当然、町のほうでもいろいろ努力はしていただいているわけですが、そういうところから見ると、もっとですね、これ以外の補助メニューがあるのかどうかも含め、やっぱりしっかりと調査やっていただきたいなという事は、この件ではお願いしておきます。

○議 長

山田君。

○8 番

今のエアコンの件で何点かお聞きしたいんですけど。

まず、測量設計費が、そのときに、3月で予算計上されてますよね。39万2,000円と管理費が17万4,000円、これはこのままでいくのか、今まだ発注はされてないんでしょうねという確認。

それと、その上の教育費の西小学校の跡地の公有財産購入費なんですけどね、せんだっての全協の説明の中で、個人の方は、あれ、たしか109平米という説明があったと思うんですけど、これ、109平米が12万円ということなんですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

測量設計費については、現予算をそのまま減額せんと執行していくということで、予算全て執行するというあれではないですけども、基本的にはこの予算の中で執行していくというふうな考え方をしています。発注のほうは、まだでございます。

それから、公有財産の購入費で、この対象物件については、以前、一個人の私有地で、公簿上109平米っていう話で説明してたかもわからないと思えますけども、ここの物件については、実測というか、これまでの賃料の関係も含めて、以前にこの私有財産の地権者の方との協議の中で、40平米ということでの確認をずっとしてきておりますんで、公簿上は109ですけども、実測というか、実際の平米数については、地権者との協議、確認のもと、40平米ということになっております。

○議 長

山田君。

○8 番

そうすると、40平米、3,000円ですか、そんなもんということで、あと、これの登記関係等は、どうされるんですか。手続上の予算がないんですけど、それは町のほうでできるんですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

登記嘱託については、町のほうでやっていくというふうなことで、地権者の方には了解もらってます。

○議 長

山田君。

○8 番

それでは、先ほどのニューディールの太陽光パネルの件で、ちょっと私も何点かお聞きしたいんですけど、3カ所ということで、まず、3カ所ともが設計費が同じ金額なっているんですよね。これは国のほうからの、1カ所当たり幾らという設計費のもとに算出されたのか。

といいますのは、基本的には建物がそれぞれ、形状も状況も違うわけですよね。そういった意味で、どういう状況になっているのかというのが心配するんですね。なぜ心配であるかということ、プリズムに関しては屋根も南向きであって、陸屋根というか、平らな陸屋根の部分もあるんで、南面に向いての設置も

可能であるのかなと。ちょっと今、はっきりと覚えてないんですけど、道の駅については南面に設置することが可能なのかな。斎場については、建物も比較的新しいので、先ほど心配で懸念されていた件については、一番建物が新しいということで問題ないんですけど、山の関係でもあって南面に設置を可能なのかなということが、私も今の状態の中で、ちょっとはっきりと確認できてないんで、ちょっとわからないんですけど、そのことも含めて、補助金の不採択という話も先ほど出てましたけど、設置が困難であるということになったときに、例えば、設計が発注されていて、その後、困難になることがあり得ないのかなと。

もっと話を進めますと、先ほど建物の維持管理の問題もあったんですけど、これは、私の感覚では当然、その部分について、陸屋根の部分であれば、歩行用になっておりますので、荷重的にも何ら問題ないと思うんですが、勾配屋根等の場合は、取り付け方法と、風荷重の問題での建物構造計算等も必要になってくる可能性もあります。それによって、先ほどおっしゃった陸屋根についても、防水のやり直しであるとか、いろんなことの補強も出てくるときに、町の単独費としての施工も必要になってくると思うんです。そのときの金額によっては工事をやめるということが可能なのかどうかという、金額的負担を考えたときにですね、単費のね。そういうことは可能なのかなってということが心配があるので、そういった面で、単に建物を、この場所のこの建物に設置するという方向で補助金の申請をして、このままスムーズに進んでいくと、心配する必要はないんですよということなのかをお聞きしたい。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの山田議員の御質問でございます。

まず、今回、補正で上げさせていただきました3施設でございますが、ともに同じ金額を計上させていただいているというところでございます。これにつきましては、まだ、いわゆる設計費の積算については、ある程度、概算ということで数値をはじき出させていただいた上での金額でございますので、当然、今後、発注に向けて精査をする中で、金額も変更になることがあるということでございますが、1カ所当たり、この程度の金額を見込んでおけばというふうな試算でございます。ですので、3カ所とも同じ金額になっておるというところでございます。

あとは今後の話ということになるのかなというふうに思っておりますが、当然、これから設計等発注いたしまして、当然、置くパネルの、今おっしゃられ

たような荷重であるとか、建物の構造であるとか、そういったものが当然設計の俎上に上がって審査をされるわけでございます。そういった中で、最終的にどういうふうな置き方をする、また、置けるか置けないかということも、ひょっとしたら議論の俎上に上るかも知れませんが、その部分につきましては、ちょっと設計をしてみないと、実際にそういうふうな調査をしてみないと確定的なことが今言える状況ではございませんので、ただ、一般的な中身といたしましては、この施設三つとも、耐震構造も終わっておる施設でございますので、そういうところでは何とかいけるのではないかというふうな判断のもとで、今回、申請をしたところでございますので、ちょっと今後の動向につきましては、実際に設計をしてみないと確実なことは言えないということでございますので、御理解のほう賜れたらというふうに思っております。

○議 長

山田君。

○ 8 番

聞き方がいろいろとあっちこっち行ってしまったんですけど、わからないということでのスタートではないと思うんですけど、本当にね、道の駅に設置可能なのかなっていうのが一番心配なんですけど、国の規定の中で条件的な、南向きであるとかいう、当然考えて北向きに太陽光設置されてるとこないと思うんですけどね、そういった意味で、ちょっと可能なのかなっていう心配があるんですけど、その点については、もう心配するなということでもいいのかなという、これが1点なんです。

それと、先ほど、概算ということで、今後、予算については何かまた精査していくという話みたいなんですけど、今後精査じゃなしに、もうこれでスタートして、あとは入札の中で、差金といいますか、適正な価格で進んでいくということをおっしゃったのかなと思うんですけど、それでいいんですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

再質問でございますが、単価の部分につきましては、いろいろと申請時におきまして、県とのやりとりも含めて、あくまで参考ということで、こういうふうなパネル設置をするに当たって、大体どれぐらいの積算に関しての費用が必要なのかというのは、あらかじめそういった専門の業者とのヒアリングといたしますか、聞き取りの中で承知をしておるところでございます。それが大体、平均200万程度ということでございましたので、今回、概算という形でその金額を上げたところでございます。

今後、申し上げましたように、発注する中では、当然もう少し発注金額、設計額についても精査をした中で、業務発注をするというふうなことになるというふうにご考えておるところでございます。

あと、設置のことで何点か御懸念いただいた部分でございますが、基本的には今回の施設の設置方向について、基本的に太陽光については南方向に向けられるというのが基本やというふうにお聞きしております。各施設それぞれ正確な方位という部分でございますが、南方向の屋根部分等に設置をするというふうなことで検討はしておるところでございます。

○議長

山田君。

○8番

取り越し苦労かも知れませんが、ひとつ最後をお願いとしてね、先ほど山口議員のほうからもありましたけども、私は、この金額は結構いい金額だと思いますよ、設計費としてはね。ただ、これは国の補助金であって、今の答弁でもありましたように、一般的な金額であるということでおっしゃった。先ほど言いましたように、建物によっては難易度がかなり違います。そういった意味では、発注に当たって、しっかりと条件をつけておくと。今後の、その太陽光パネルを設置する部分については、しっかりと今後のメンテ、今後また戻ってするようなことのないようにも考慮した上で設計をするということぐらいは、しっかりと条件として乗せて、そういった意味も含めて、難易度も違うという意味でも、できるのであれば、これ担当いろいろ別々になると思うんですけど、幾ら国の国庫補助100%といいますが、そこにしっかりと乗っかって、条件をつけて、町としても有意義なものになっていくようにしていただきたいという意味ではね、できれば一緒に発注するというのも、同時発注、一つのものとして発注するというのも必要ではないかということも、お願いと申しますか、そういった部分もしっかりと精査して進めていただきたいということをお願いしておきます。

○議長

馬本君。

○12番

ちょっと大浦理事にお聞きしますが、この事業は、基本的には平成25年、国でできた制度やと。確認しますね。今回は環境省から出てる事業で、防災の拠点ということで、県からでは二次配分の形で出ておって、それで28年度でこの事業は終わるというふうに一応認識してます。その点はどうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

馬本議員の御質問でございます。

今、申されたように、この事業につきましては、環境省の環境政策局のほうからの事業配分でございます。県の担当課で申し上げましたら、振興部エネルギー政策課からの集約に基づく今回の配分額をいただいたところでございます。

事業の終期につきましても、今私どもも聞かさせていただいている範囲の中では、議員述べられたスケジュールで今後進んでいくのかなというふうな理解はしております。

○議 長

馬本君。

○12番

ということは、昔ありました緊急雇用とかいう政策がありましたように、この事業も28年度をもって終わるという認識で、再度確認しますが、それでよろしいですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問でございますが、今、私どもが見知りおいている範囲での話としまして、28年度を一つのめどにというふうにお聞きをしております。

ただ、こういったエネルギー政策につきましては、また新たな事業であったりとか、そういった事業の継続性、例えば国の緊急雇用なんかを一つ例にとらさせていただきますけれども、ことしで年度が終期終わるのかなと思っても、また追加交付があったりとかいうふうなこともございますので、その辺はちょっといろんな、動向上、判断していかなあかんとはあるかと思いますが、基本的には28年度に向けての事業ということで確認はしており、また、それに向けて実施をしていくような計画は持っておるところでございます。

○議 長

馬本君。

○12番

あくまでも防災拠点の緊急時のときの対応ということでございますので、大浦理事、ひとつ、いろいろ今、意見出ましたけども、一定の事業費も9,400万とおっしゃいましたけども、その施設によって金額違うみたいでございまして、限度額があるみたいでございまして、その範囲内で競争原理を働かせて、いざというときに、避難の方々が防災拠点として本当に役立つような再生

エネルギーの施設に取り組んでいただきたいと思います。ひとつその点、よろしくお願いを申し上げます。

○議長

窪君。

○10番

3施設が再生可能エネルギーのこの太陽光パネルの設置の、今回、予算、測量設計の予算措置をされておりますが、町内でも平群中学校が初めて太陽光発電パネルを設置していただいて大分時間がたつんですけども、今回、先ほどもどなたかおっしゃってましたが、蓄電池が初めてこういう設置をされるということで、先ほど大浦課長のほうから、街路灯にこの蓄電をされた電力の活用は、施設内の街路灯等で使用されるということですが、この全て、3施設全て街路灯で活用されるのかということが1点と、それと、何棟ぐらいの活用を想定されておられるのか、街路灯の何基かですね、それもわかりましたら、教えていただきたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

窪議員の御質問でございます。

3施設の中で、いわゆる街路灯の設置につきましては、プリズムへぐりと活性化センター、道の駅を予定しております。

これはLED灯の設置ということで、高効率照明の照明器の設置ということでございます。設置の本数につきましても、3から4灯程度の設置ということで現在考えておるところでございます。

○議長

窪君。

○10番

ということは、街路灯は2施設で、あと、では野菊の里の施設に関しましては、どのような活用方法になるのでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

野菊の里の斎場につきましては、街路灯の設置以外の照明器具、先ほど申しましたような、災害時の最低限必要な設備器具についての電力の措置をすることとさせていただきますので、いわゆる施設内の電気器具に当たっての電気器具の消費に当たっての、ための設置ということで、太陽光なり蓄電池の設置とい

うことで考えておるところでございます。

○議 長

井戸君。

○3 番

ちょっと、いろいろ聞いてましてもわからないところがあるので、私からも質問させていただきます。

このソーラーパネルの件なんですけれども、100%補助で、すごいありがたい話なんですけれども、単純にこれ、工事費用が1億近くかかって、年間66万となってくると、普通にペイすると150年かかるんですけれども、この30キロワットというすごい少ない数字でしかないのは、何か理由があるのでしょうか。それとも蓄電池が余りにも高いからということなんでしょうか。ちょっともったいないといえますか、せっかくでしたら、この3倍ぐらいはつくれると思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

今、井戸議員の御質問でございます。

費用の単価の部分でございますが、現在、国のほうからの二次配分ということで、先ほど申しましたように9,400万ということで配分をいただいております。それぞれの施設につきましても、内示という形で金額の提示といえますか、配分は受けておるところでございます。

あと、単価の部分につきましては、実際どの程度が、施工費も含めた形で適正な単価なのかということも含めて、それを示すために一定の積算も必要やということで、今回、測量試験費等々の費用を上げさせていただいて設計をするところでございますので、ちょっとその部分につきましては、高いのか安いのかという議論につきましては、設計の内容を把握した上でというふうに御理解をいただけたらというふうに考えております。

○議 長

井戸君。

○3 番

ちょっとわかりにくかったかもしれないですけども、10キロワットに制限か何かがあったわけでしょうか。ちょっと今の話では、普通に民間が導入するレベルからしたら、全然あり得ない数字といえますか、これだったら下手したらメンテナンス費用だけでなくなってしまうというレベルだと思うんですけども、その件についてちょっと、10キロワット、もしね、国のほうで15キロ

ワット、蓄電池、この微妙な数字なんですからけれども、クーラーも単純に15時間しか使えないわけで、街路灯LEDだったらある程度はいけるでしょうけれども、この割合が国のほうから指定がある程度されていたのか、どういう根拠でこういうふうになったのか、ちょっと知りたいんですけども。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

井戸議員の再質問でございます。

基本的に、今回そういったキロ数につきましては、一定この事業に対して県下で手を挙げている市町村というのは、うちだけではございません。ほかにも多数ございます。その上で、一定、県の採択をされた中で、選択といいますか、採択を受けたものでございますので、一定、県内の要望状況というのを見て、平群のこの施設やったらこれぐらいということでの判断をいただいた上での導入の数値であるということで、当然、多いにこしたことはないのかもわからなんですけども、そういった全体のパイの中でいただいた数値でございますので、ということでございます。

○議長

山口君。

○7番

開会の挨拶の中で、町長から昨年度の決算、決算というか、収支概要が説明されました。資料として入っている基金の状況ですよ。財政調整基金が25年度末が7,898万6,000円で、26年度末の見込み額が2億8,045万1,000円と、こうなってるわけですね。26年度の積立額2億1,173万6,000円ということになってるわけですが、当然、先ほどの話では、単年度の実質収支が1億3,000万程度ですから、それ以上積みようがないわけやから、2億積むというのは、まずあり得ないわけですね。

現段階での、26年度末の財政調整基金の残高は幾らになっているのかというのと、それと先ほど、一般会計ですから、町長からあった単年度収支1億三千何がし、昨年11月の住民説明会のシミュレーションでは、それより1億円多かったというふうに、私はあの数字だけ見て比べると、単年度収支はね、実質収支がね、なると思うんですが、2億3,000万から2億4,000万あったと思うんですが、1億円少なくなっている。その辺は、なぜそのようになったのかというのは、細かいのはまた9月決算で明らかにしていただければいいですが、既に決算数字としては出てるわけですから、当然この一般会計の補正予算の中でですね、どういうことであんなになったのかという説明を、一般質問

でもまたやりますけども、概略だけでも説明いただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。

今回、補正予算ということでございますので、基金の状況ということで、基金調書のほうも添付をさせていただいております。

町長の冒頭の御挨拶の中でもございましたが、9月が決算の認定ということでございますので、今、現況の数値ということでございます。

基金の残高でございますが、今、議員述べられたように、見込みでは、本日御提案させていただいております見込みの中では2億8,000万を超えるような基金の残高となっておりますが、今の財調基金の残高といたしましては1億7,800万程度、1億7,800万強の基金残高ということで、26年度の決算としてはそうなるのかなというふうな、そういうふうな数字として理解はしておるところでございます。

次に、決算の状況という部分でございますが、シミュレーションとの乖離という部分でございますが、これもまだきっちりと26年度の決算の分析やっておらないところでございますので、ちょっと今ここで、どのような状況でというのは申し上げにくいところでございますが、あくまで、先般の住民説明会なりにお示しさせていただきましたのは、その時点でのシミュレーションということでございますので、作成時における行政需要を踏まえた上で、伸びしろをつくってシミュレーションしたものでございます。今現在、決算が出たわけでございますので、その辺の乖離というのはあろうかというふうには思っておりますが、まだ現時点では、何がどういふふうな方向に動いてこの決算になった、また、どのような乖離があったというのは、ちょっと正直まだ分析しておらないところでございますので、ちょっと本日はそういう形で御容赦いただけたらと思っております。

○議長

山口君。

○7番

最近5月議会で聞いても、まともに答えないし、ほんで出納閉鎖終わってもまともに答えない。2年前までは答えてたんですよね。1回それが大きな乖離が出たっていうことで、もう答えたくないんでしょうけども、しかしね、平群町が何で今みたいな財政状況になってるかと言えば、その辺の分析がむちゃくちゃ弱いと思うんですよ。要するに、収入のほうはね、人口がこれだけ減って、

高齢化が進んで現役世代が減ってるから、当然、個人住民税、平群町の町税の半分は個人住民税ですけれども、それが大きく二十何%も落ちてる、こういう問題はあります。

しかし、一方でね、無駄を本当に削ってるのかということになれば、その辺きちんと分析しない限り、絶対財政状況ようなりませんよ。隅から隅までずっと言いながら、ほとんどできてないわけです。大きいところではいろいろ、もちろん全く何もやってないとは言いませんけれども、よそとの違いは何かというのは、もっとしっかり分析しないと、本当なら5月の出納閉鎖までに、その辺の何が大きく変わったかというのが大事になってくるわけですよ。内々で聞いたら、大体ことしはとんとんになるかもわからないとまで言ってたじゃないですか。それが1億3,000万黒字になったというのは、まだそれはましなのかもわからない、職員の皆さんから見ればね。しかしね、ちょっと余りにも甘過ぎるんじゃないかというのは、こういうところにあらわれるんですよ。もう既に分析をある程度してるとは思いますが、議場では言えないということですか。

全くしてないはずないでしょう。以前だったら5月の臨時議会で、大体その話、出たじゃないですか。間違っただけが何しようが、今の段階ではこうだというのは、私ははっきりおっしゃったほうがいいと思いますよ。その点どうですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの山口議員の御質問でございます。

今、思いつく中でも、確かに財政状況が大きく好転した要因というのは幾つかあるのかなと思います。ただ、そういったことも含めて、決算の分析というのを今後進めていく中で、当然、今、議員のおっしゃられたような、しっかりとした分析というのもしやっていく必要があるというふうに思っておりますので、今この時点でどれがというふうなことを申し上げますと、誤解を招いたりとか、またそのことが一人走りするようなこともあってもいけませんので、また決算につきましては、改めて御報告をさせていただくということで御容赦いただきたいというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○7 番

それは結構ですけどね。ただね、去年も言ってる、おとしも言ってる、そ

の前も言ってる。じゃあ、分析、別にね、きょうじゃなくていいですよ。じゃあ、25年度決算の後の町の分析はどうだったのか。あの住民説明会の資料見ただけではわかんないですから、そのおとしの分析はどうだったのか。その分析から何が出てきたのか。そういうことはどこかで、やっぱり明らかにしていただきたい。そうでないと、毎年同じ質問、同じ答弁。ほんで結局、金がなから言うて職員のカット、住民に負担を押しつける。一番楽な一番やってはいけない方法じゃないですか。それを毎年毎年繰り返しているというところに、反省がないというのを私はね。

だから、議会にも財政の特別委員会ありますからね、そこらあたりにやっぱり町としても、きちんと町として出した分析を、しっかり町の側からやっぱり議会のほうに出していただくということが、私は大事だというふうに思いますので、そのことは指摘するのと、それから、一般質問で財政問題の質問出しておりますので、その場で、まだ1週間先ですから、それまでにある程度、町としての財政分析は出していただきたい。質問に答える形で結構ですので、出していただきたいということはお願しておきます。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第39号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり可決することに決しました。

午後 1 時 3 0 分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前 1 1 時 5 2 分)

再 開 (午後 1 時 3 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

日程第 8 議案第 4 0 号 平群小学校体育館耐震補強及び大規模改造工事の  
請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第 4 0 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○ 4 番

この入札ですけど、何社で入札されたんでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

一般競争入札で公告・公示をして、2社の応札があったんですけども、入札日にそのうちの1社が辞退をされましたので、事実上1社になってます。

○議 長

森田君。

○ 4 番

2社に指名をお願いして。

「指名じゃない」の声あり

○ 4 番

指名じゃないの。わかりました。ごめんなさい。

悪いんですけども、この概要書に太陽光発電と書かれてるんですけども、どういうことでしょうか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

今回、平群小学校の体育館の屋根部分を耐震工事します。その際に、太陽光発電を設置してということで考えております。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

ちょっと先ほどのところでお伺いしたんですが、あの予算ではやらないということ、今回やるということですか。意味がちょっとわからないんですけども。私は、もう全体的に改修工事で太陽光発電をやらないと思ってたんですけども、意味合いが違ってたんでしょうか。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

はい。朝の補正予算の議論の中には入ってないんですけども、今回の平群小学校の体育館の耐震工事の中の大規模改造工事の中に入っているということでございます。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

それはちょっと説明不足じゃないですか。悪いんですけども。あの議論のときに。ほんなら、これは補助金が、逆に言えばつかない、全額補助金つかないわけでしょうと言うんですよ。あれであれば、補助金全額ですね、100%補助でできるわけじゃないですか。何かちょっとおかしいんじゃないですかね。その辺ちょっと教えてくださいよ。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

これにつきましては、補助金がかからないというんじゃないしに、補助事業で行います。朝の、いわゆる新しい事業とはまた違うんですけども。

○議 長

森田君。

○4 番

補助金は当然、耐震改修ですからつくんで、これ100%つくんですかと聞いているわけじゃないですか。逆のものであれば100%つくわけでしょうと言いますよ。

あわせて、その太陽光発電の概要をちょっと説明ください。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

太陽光パネル50キロワット、1日当たりの発電量が50キロワットの太陽光パネルでございます。工事費で言いますと3,200万の見込みをしております。

○議 長

森田君。

○4 番

あわせて、先ほどあった蓄電池をどうするのかですね。先ほどのところは、避難施設だから蓄電池をやると。ここは避難施設だというふうに思うんですけども、その辺のことをきっちり説明してくださいよ。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

朝の話とは、これはもともと、27年度に平群小学校の体育館の耐震工事をするという計画で、26年度に設計入って、27年度に施工という、補助金を使ってやるというふうなメニューであります。内容につきましては、先ほど申し上げましたように、補助金と起債で、起債100%で実施するというふうな内容のものでございます。

きょう、朝の議論の事業とは切り離れた形で、以前より進めてましたので、こういう結果になってるということです。

○議 長

森田君。

○4 番

ちゃんと教えてくださいよ、質問に対して。蓄電池が入ってるのかどうかということもお尋ねしたと思うんですけども。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

蓄電池は入っておりません。

○議長

井戸君。

○3番

ちょっと今の50キロワットで3,200万っていうたら、私が先ほど言った事例で、高いんじゃないのかなという話をしたんですけど、こちら、全然単価が違うんですけど、先ほどとの整合性といいますか、ちょっとどういう計算方式になっているのか、ちょっと課がまたぎますけども。わかりますか。30キロワットで1億かかっているのが、こっちでは50キロワットで3,200万円ということですけど。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ちょっと私は、朝の部分については、中身よく知らないんですけども、ただ、今回の平群小学校の体育館に乘せる太陽光発電については、先ほど申し上げましたように3,200万の事業というふうに設計のほうからは聞いております。

建築設計というか、建築そのものが、朝の話でしたら、プリズムへぐりとか、既存のものに乘せるっていうふうな話で、蓄電池もありというふうな話やったと思うんですけども、今回の場合は平群東小学校の屋根部分を、そっくりそのまま取って新しく屋根に設置しますんで、そういう意味じゃ、コストバランスも違うのかなというふうには想像するんですけども、詳細なことについては、その違いというのは、ちょっと私のほうでは承知しておりません。

○議長

井戸君。

○3番

私ちょっとね、余りにも、6倍近い金額の差ですかね。簡単な計算ですけども。ぜひともこっちのほうが本当はありがたいといいますか、補助率が全然違いますので何とも言えませんが。

それから、この請負契約、大きな契約でよく見る企業が落札をしているわけなんですけども、実際、工事をするのは下請、孫請の業者だと思うんですけども、その業者はきちんとチェックされているのでしょうか。これまでトラブルがなかったのでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ちょっと質問の趣旨がよくわからないんですけども、先日、入札して、今、仮契約という段階で、議会で承認をもらって本契約ということになりますんで、その下請、孫請というのは、我々のほうでは今のところ関知してないというか、知りません。

○議 長

井戸君。

○3 番

では、これから、過去にといいますか、かなり前からいろいろ、そういう業者の行いがありますとか、そういうのが、マナー違反であるとか、不法行為をやっているのを目撃されたりとか、そういうのを保護者の方々が見られたりしています。つい先日も、そういう件の話がまたあったんですけども、やっぱり心配になるのが、せっかくお金を払ってやっているので、変なところで不法行為があっても困りますので、今後ちゃんとチェックされるのかどうかというのをきちんとお願いしたいわけですけども、いかがでしょう。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

もちろん、施工監理業者もこれからまた決めていきますし、当然、そのコンプライアンスについては、徹底して法令遵守を目指していきたいというふうに思っています。

○議 長

窪君。

○10番

先ほど、1日当たり50キロワットということですけども、年間どのぐらいの経費縮減になるのでしょうか。

それから、もう一点、その他、老朽化に伴う改修工事とありますが、具体的に御説明願いたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

太陽光発電の発電効果というのは、ちょっと理論上の話でしか、もちろん太陽光の状況にもよると思いますんであれですけども、大体、月当たり、これはもう大体ということで御理解願いたいと思いますけども、10万から15万ぐ

らいつていうふうに業者のほうから聞いてましたので、年間でいきますと100万ぐらいなのかなと。

ただ、日射の関係とかありますから、100%それが効率よくいくかどうかはわからないというふうには思いますけども、一応そういうことです。

それから、それ以外の大規模工事の概要で言いますと、外壁、それから外のスロープ、それから玄関周り、トイレの関係全面的、それから扉、それからフロア、床ですね、それから椅子の収納台、壁、それから照明、放送機器、消火設備、それからトイレ全面的にということで、ほぼ全面リニューアルのような計画になってます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。これで平群町の学校施設、全て100%耐震化が完了ということで、大変よかったかなと。全国的にも九十何%まで来てますが、奈良県ちょっとおくれてるということですが、平群町よかったかなと思います。

それから、この時期にということで、運動会も5月でしたかね、運動会も平群小学校は早目にされましたが、スケジュール的には夏休みをめぐりと思うんですが、どのぐらいの工事期間かかるのでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

工期につきましては、ここにも記載してるとは思いますけども、一応、村本建設との事前協議の中では、設計者との協議の中では11月ごろを竣工ということで計画しております。

○議長

山口君。

○7番

さっきの話にちょっと戻りますけど、もちろん前から決めてたから、小学校の体育館の太陽光パネルについては、今回このような形で計上ということになるんですけども、例えば、途中であっても、こっちの起債、こっちは補助金と起債で全額ということなんですが、それでも借金になるわけですから、例えば、この部分、太陽光発電の部分だけを、別に先ほどのグリーンニューディール基金事業でやるとかいう方法を考えなかったのかどうかね。その分、借金減るわけでしょ。もちろん、それであと三つ全部できるかどうか、そのことは別にしてですよ。別にして、じゃあ、後からでもそういう事業があるということ

がわかれば、要するに耐震工事と分離して、そっちの太陽光発電のほうは、当然、工事、続きの形でやるというふうにすれば、できたのではないかと素人考えとしては思うんですが、そういう方法はとれないのか、とれたけどしなかったのか、どっちでしょうね。政策推進に。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

議長、ただいまの御質問ですけど、本案件との関連性というのは、どういうふうにとらまえたらよろしいでしょうか。

○議長

はい。座ってください。山口君。

○7番

関連性って、できるだけ、今、財政大変だから、どんな工事にしろ、もちろん、これはあれですよ、請負契約の締結ですけれども、それでもできるだけ金額安く、いいものを、きちんとしたものをもってというのが、当然、町としてはやるべきだし、住民に対してもそういう責任あるわけじゃないですか。

そういう意味で、きょう出てきた太陽光パネル、これにもつけるわけでしょう。それと関連ないんですか、これ。そっちは100%の補助があるもんが、もしここでも使えるということがあればですよ、こっちでやるほうが、こっちのほうが金額も大きいわけですから、当然、町にとっては財政的にも楽になるじゃないですか。そういう意味で聞いてるんですよ。いや、それでも答えられないんやったら答えなくていいですよ。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

明確なお答えはできないんですけども、今おっしゃっているような趣旨のことを、きちっと正確に比較検証してやったのかということについては、できてないというのは事実です。

ただ、先ほど来申し上げてますように、この平群小学校の体育館の太陽光発電については、耐震工事とその他大規模工事と一体的なものというふうに、これまで、単年度やなしに、複数年度、設計段階から言いますとやってきてますんで、補助金の率も100%ではもちろんないんですけども、かなり有利な形で太陽光発電、今回組んでますんで、そういったことを考えたときに、決してそれほど不利な状況ではないのかなというふうに思ってます。

ただ、ちゃんとそれを検証して、それができなかったのかということについ

ては、そこまでの詳細の検討はできてなかったということは言えると思います。

○議長

山口君。

○7番

いや、だから、責任は僕は教育委員会よりも、財政を担当するところなんですよ。この事業をやることはわかってるわけじゃないですか。予算かって、そっちのほうで組んでるわけでしょう。ほんで、耐震工事と太陽光パネル、関係ないじゃないですか、逆に言えば。一体でなければならぬことは何もないわけ。そういうこと言ってるんですよ。大浦課長、今の答弁何ですか。どう関係あるんですかって、財政当局が一番関係するでしょう。何をするにも、金がないとか住民に負担求めといて、そんな答弁はないでしょう、何ぼ何でも。あなたがその担当してるんですよ。その担当者が全部振り分けるんでしょう。政策推進課そういう役目があるんじゃないんですか。縦割りをやめる言うてできた課じゃないですか。その課の担当で、財政を担当してて、そんな言い分ないでしょう。今からでも変えられるんだったら変えてくださいよ、そういうふうに。

いや、だって、どれだけの金額浮くか、計算しないとわかりませんが、そういう、財政が大変やから無駄をなくす、できるだけ収入をふやす、そればかりこの議会でも議論しないとだめな状況に今なってるわけでしょう、平群町の財政状況が。何か言うたら、金がありませんからっていう話じゃないですか。それ言っというて、そういう100%のがあります、これはえらいですよ、ちゃんととってきたのはいいと思いますよ。こっちもこれが出てきたんなら、じゃあ、こっちの全体と考えると、どっちが平群町の財政にとって、より有利なのかというのは考えるべきじゃないですか。

その点で、今、西本課長の話やったら、そんなことは検討してないということやから、その部分についてはね。いや、こっちも有利やと、そらわかりますよ。でも、そこを検討するのが、あなたたちの仕事でしょう。そうでないと言うのやったら、もうないと答えてくださって結構ですから、もう一回答弁ください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今、山口議員の御質問でございます。

確かに、御質問の趣旨といいますか、おっしゃられていることは非常によく理解はさせていただいております。

今、担当課長のほうが答弁申しあげましたように、何せ行政というのも、その辺の是非というのはあるかと思いますが、ある意味、縦割りで仕事が落ちていってるといふような現状でございます。その中で一定、体育館の中での協議というのが、そこまで我々政策担当のほうまで、こういう詳細についてはまだ入り切れていなかった、協議し得なかったというのは、ある意味、客観的な事実かなというふうには考えております。

ただ、そういうことも含めて、申し上げる部分につきましては、そこまで個々詳細の担当の事務の中身までは承知をしていなかったというのは事実でございます。

○議長

山口君。

○7番

同じ話何回もしませんけども、やっぱりその辺ね、それこそ連携を密にする、その立場にある政策推進課のほうで全部握ってるわけですから、そういうことはちゃんとやってもらわないと。これはもう副町長、来られてすぐですから、まだ余り全体、もうそれでも2カ月になりますからね、ちょっとその辺、副町長もきちんとチェックしていただく、町長はもちろんですけれども、その点、副町長どうですか、今の話聞いてて。今後そういうことのないように、それこそ政策推進課長よりも、全体を把握する副町長の立場で、どのように考えられますか。

○議長

副町長。

○副町長

今、御指摘いただいた点も含めまして、今後、連携ですね、その庁内の連携を強化することに努めまして、その辺、密にやっていく、そう考えております。

○議長

馬本君。

○12番

この今の設計されたのがね、この2月27日の期間やねん、ことしの。この体育館の大規模ね。今、先ほど補正予算で来た関係のやつはね、いつ採択受けたの。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ちょっと補正の案件ということでございますが、この配分の内示といいます

か、通知が来ましたのが、ことしの3月13日でございます。

○議長

馬本君。

○12番

文科省と環境省の違いかもわからないけど、ここね、副町長、はっきりしとかなあかん、大浦君。要するに、この大規模改修について、設計を依頼してるのは、去年してるわけよ、これ。去年。大規模改修の依頼ですよ。それが、期間は6月11日から、ことしの2月27日を期間として、この体育館の大規模改修の設計の期間となってるわけや。ということは、何が言いたいかと言うたら、内示来たのが3月13日やろ。終わってんねやろ、これ。設計は終わってるわけや、大規模ね。

そこで、ちょっと副町長に聞くんやけど、環境省から補助金がこれいうて、県のほうへ補助金が来て、基金という形で来て、それを県内いろんなところが手挙げた中でや、平群町が三つの施設をとっていただいた。担当課については、私、先ほど言わへんけど、感謝を申し上げます。

それでね、今度、これ文科省やろ、補助対象。そういうことやろ、大規模改修は。これ、そんなに県から来た、県から二次配分された内示来たのが3月13日。そこまで、大規模改修は文科省行ってるのが2月27日で、もう設計は終わってんねん、実施設計はね。そこら辺、横のつながりできますの。

○議長

副町長。

○副町長

今の馬本議員のお話なんですけども、期間のほうにつきましては、私そこまでちょっと今把握していないところはございました。ですので、そういう期間のずれ等はございますけども、期間かぶる、並行する場合につきましては、可能な限り調整できるようには、その辺は庁内連携をしまして、そのように努めてまいりたいとは考えております。

○議長

馬本君。

○12番

そら一定、財政厳しい平群町ですのでね、横のつながりどんどんやっていただいたら結構と思います。けれどもね、物理的に無理ですよ。2月にもう実施設計上がって、国のほうへ県を通じて申請してるねやろ。補助申請から皆、できてんねやろ、結局、起債も。それを今度、国から県のほうへ基金という形で、いろんな二次配分で3カ所来たわけやろ。それが3月13日に内示来ただけで

しょう。そやから補正やろ。工事費もこれ、いろいろ、今回請負契約やけどね。けど、工事費は当年度予算に計上されてるわな。

結局これ自身も、はっきり言いますけども、今度、後でちょっと言おうかなと思ったけど、施工監理費についても予算計上されてますわな。一定、一体のもんはできてるわけや。今後は、それはそれでね、副町長、県の関係で、こうしてより一層平群町と連携していただくことは、僕はお願いしたいという立場でございますねけど、そこで大浦君、理事ね、やっぱり私は、これ無理やったんちゃうかなというふうに理解してますねけど、その点どうですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

今この時点でのお話になってまいりますので、ちょっと俗に言うたればの話になるかなと思います。

基本的に、先ほど議決いただきましたグリーンニューディールの事業につきましては、単なるいわゆる太陽光パネルと、単なる蓄電池との組み合わせという部分で、太陽光要りますよね、蓄電池要りますよね、事業認めてもらえますよねというふうなものではないと。いわゆる、今ここでちょっと基準がどうなんだという御説明は、なかなかあるございますが、いわゆるどういう施設で、どういうものを建てるんだ、どういうふうなものを設置をしていくんだということで、一定、県のほうの基準というのもございます。それと合致したある意味、施設じゃないと、この補助が受けられなかったということでございます。

結果として、戻った話になって恐縮でございますが、補正で議決いただきました三つの施設が合致をした施設やというふうなことになっております。これはあくまで結果論の話でございますが、そういうふうな対応となったということだけ、御報告させていただきます。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第40号について、採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議  
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、原案どおり可決することに  
決しました。

続きまして

日程第9 同意第5号 固定資産評価員の選任に同意を求めることについて  
を議題といたします。

町長から提案された中島伊三郎君は、自己の一身上に関する事項であります  
ので、退席をお願いします。

中島伊三郎君退席

○議 長

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

同意第5号

固定資産評価員の選任に同意を求めることについて

下記の者を固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の  
規定により議会の同意を求める。

平成27年6月9日提出

平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良市菅原町260番地の6

氏 名 中島 伊三郎

生年月日 昭和45年9月24日

以上でございます。

○議 長

提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

提案理由の説明をさせていただきます。

固定資産評価員は、地方税法第404条に、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、価格の決定を補助するため、固定資産評価員を設置するとなっています。

固定資産評価員は、本年3月31日に、前任の山中副町長が退任されて以降、不在となっておりますが、今回、後任として中島伊三郎氏を固定資産評価員として提案させていただきます。

御存じのように、中島氏は、県職員として御活躍されておりましたが、本年4月から平群町副町長に就任いただき、行政のさまざまな分野に精通していただいております。固定資産を適正に評価していただけるものと確信しております。

よって、固定資産評価員に選任したいので、各議員の御同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第5号について、採決を行います。

本案については、原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定いたしました。

中島伊三郎君の入場を認めます。

中島伊三郎君入場

○議 長

ここで、御挨拶をお願いいたします。

○中島伊三郎

皆様の御同意いただきまして、このたび固定資産評価員に選任されましたことは、まことに身の引き締まる思いでございます。これまでの行政経験を生かしつつ、精いっぱい取り組んでまいる所存でございます。

今後とも、御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議 長

続きまして

日程第10 選挙管理委員の選挙について

を議題といたします。

選挙管理委員及び次に予定されている日程第11 選挙管理委員補充員の選挙については、地方自治法第182条第1項並びに2項の規定で、議会において、これを選挙するということになっております。

選挙の方法は、投票と指名推選の方法がありますが、これの取り扱いについて、議会運営委員会の中で協議をお願いしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会を開催していただきますので、2時20分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時04分)

再 開 (午後 2時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

先ほど開催をいただきました議会運営委員会委員長の報告を求めます。高幣君。

○議会運営委員長（高幣幸生）

高幣でございます。先ほど開きました議会運営委員会報告をさせていただきます。

議長より、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙の方法についての取り扱いを当委員会に諮問がありました。

先ほど議会運営委員会を開き、委員会協議の結果、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員選挙の方法については、指名推選で議長一任ということで決定いたしましたしております。

以上のとおり、委員会の報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長

議会運営委員会の委員長の報告のとおり、選挙の方法は議長が指名推選といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長が指名推選することに決定をいたしました。

それでは、発表いたします。

選挙管理委員に、井田和夫君、西山正清君、安田朝皿朗君、白井 忍君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました選挙管理委員を当選人と決めることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました井田和夫君、西

山正清君、安田朝四郎君、白井 忍君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

日程第11 選挙管理委員補充員の選挙について  
を議題といたします。

補充員につきましては、地方自治法第182条第2項の規定により、議会において、委員と同数の補充員を選挙しなければならないとなっております。

補充員についても、議長が指名推選といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は議長が指名推選で行うことに決定をいたしました。

選挙管理委員補充員には、次の方を指名いたします。

第1順位、高塚保夫君、第2順位、吉田知子君、第3順位、水船 徹君、第4順位、米田美知代君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました第1順位、高塚保夫君、第2順位、吉田知子君、第3順位、水船 徹君、第4順位、米田美知代君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会をいたします。

(ブー)

散 会 (午後 2時23分)